
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.219 2020/4/2

1 食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第8条の施行に伴う関係法令等の整備について

3月27日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。これは、食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第8条の施行に伴い、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令、食品衛生法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定成分等（令和2年厚生労働省告示）、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び指定成分等含有食品の製造又は加工の基準（令和2年厚生労働省告示）が同日公布されたことに伴うもので、その主な内容は次のとおり。

改正後の法第8条第1項に規定する食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であって、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したもの（以下「指定成分等」という。）として、コレウス・フォルスコリー、ドオウレン、プエラリア・ミリフィカ及びブラックコホシュを定めたこと。

食品、添加物等の規格基準の第1 食品の部B 食品一般の製造、加工及び調理基準の項に、指定成分等含有食品を製造し、又は加工する場合は、厚生労働大臣の定める基準に適合する方法で行わなければならない旨規定したこと。

製造基準告示により、3の厚生労働大臣が定める基準として、指定成分等含有食品を製造し、又は加工するときの基準を定めたこと。

施行日又は適用期日、省令及び告示とも令和2年6月1日とし、告示については令和2年5月31日までに製造され、又は加工された食品については、なお従前の例によることができること。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000614632.pdf>

なお、同日、食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令の一部を改正する命令が公布され、指定成分等含有食品（食品衛生法第八条第一項に規定する指定成分等含有食品をいう。）に関する事項が加えられた。

<https://kanpou.npb.go.jp/20200327/20200327g00060/20200327g000600032f.html>

2 令和2年度輸入食品監視指導計画を策定

3月30日、厚生労働省は標記計画を公表した。これは、食品衛生法第23条に基づき、日本に輸入される食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃの安全性を確保するた

め、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において厚生労働本省及び検疫所が実施する措置等について、毎年度定めるものである。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10479.html

計画

<https://www.mhlw.go.jp/content/000615310.pdf>

3 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

3月31日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。これは、改正する省令及び改正する件が同日公布され、食品衛生法第10条の規定に基づき、新たにプシコースエピメラーゼ（酵素）が添加物として省令別表第1に追加され、告示にプシコースエピメラーゼの成分規格を設定したことに伴うものである。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000616231.pdf>

4 食品添加物表示制度に関する検討会報告書の公表について

3月31日、消費者庁は標記報告書を公表した。これは平成31年4月から令和2年2月までの全9回にわたり、「食品添加物表示制度に関する検討会」を開催し、消費者の食品添加物の表示の利活用の実態や、海外における食品添加物の表示制度等も踏まえ、食品添加物表示制度の在り方について議論を行い、同日、「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」が取りまとめられたことから公表したもので、報告書の主な点は次のとおり。

報告書は、食品添加物表示制度の基本的な考え方、食品添加物表示制度をめぐる情勢、今後の食品添加物表示制度の方向性等にまとめられ、今後の方向性として次の記載がある。

(1) 一括名表示、簡略名・類別名表示及び用途名表示の在り方

一括名表示、簡略名・類別名の表示については、文字数の大幅な増加による表示可能面積と見やすさ・分かりやすさのバランスを考慮する必要があること、番号に置き換えることが可能なものとそうではないものが存在すること、番号による表示は消費者になじみがないこと、用途名の表示についてはコーデックスの機能分類をそのまま導入して併記すると、我が国の表示制度には存在しないなじみのない分類もあること、複数の機能を持つ添加物の用途名は事業者による差異が生じやすく、消費者が用途について誤認するおそれもあること等から、添加物の規制そのものが異なる中で表示制度だけを変更することは現時点では困難であり、現状維持とすることが適当と考えられる

(2) 「無添加」、「不使用」の表示の在り方

食品表示基準第9条の規定により、消費者を誤認させる表示や、表示すべき事項の内容と矛盾する表示等は禁止されていることから、この禁止事項に当たるか否かのメルクマールとなるガイドラインを新たに策定することを提案する。また、ガイドラインの策定等を通じて、事業者による既存の公正競争規約の改正、業界の新た

な公正競争規約の策定が促されることによって、誤認を生じさせるおそれのある「無添加」等の表示が行われなくなることが期待され、ひいては、消費者の添加物に対する意識向上につながることも期待される。

(3) 栄養強化目的で使用した食品添加物の表示

表示を要しないという規定を見直し、原則全ての加工食品に栄養強化目的で使用した食品添加物を表示させる方向で検討することが適当である。

ただし、その検討に当たっては、現在の表示状況、消費者の意向、事業者への影響について実態調査を実施するとともに、表示の事項間の優先順位、表示可能面積の問題等に関する消費者委員会食品表示部会における「表示の全体像」に関する議論も踏まえ、最終的な結論を得ることが適当であると考えられる。

(4) 食品添加物表示の普及、啓発、消費者教育について

検討会における検討事項は食品添加物の表示に関するものではあるが、食品添加物そのものに関する消費者の理解が進んでいないという状況に鑑み、食品添加物の表示の普及のほか、食品添加物の安全性や食品添加物がどのような食品にどのような目的で使用されるのかといったことも併せて普及、啓発を行うことが、食品表示の理解を深めるために適当であると考えられる。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms101_200331_01.pdf

報告書

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/review_meeting_003/pdf/food_labeling_cms101_200331_01.pdf